定例会における代表・一般質問時間(令和6年第2回定例会以降)

1 代表・一般質問

・会議規則第9条(会議の時間)会議時間は午後1時から午後5時

初日の質問時間 240 分 - 30 分 = 210 分 2日目の質問時間 240 分 - 60 分 = 180 分 会計 390 公

① 初日は交渉会派の代表質問とする。

210 分 × 11 人 / 30 人 = 77 自民党議員団 分 210 分× 7人/ 30人 = みなと未来会議 49 分 維新·参政·Noblesse Oblige 210 分× 5人/ 30人 = 35 分 210 分 × 4 人 / 30 人 = 28 公明党議員団 分 立憲民主党議員団 210 分× 30 人 = 3 人 / 210

② 2日目は交渉会派の一般質問終了後、二人会派及び一人会派の質問とする。

180 分 × 11 人 / 34 人 = 自民党議員団 分 180 分 × 7 人 / 34 人 = みなと未来会議 37 分 維新・参政・Noblesse Oblige 180 分 × 5人 / 34人 = 26 分 180 分 × 4 人 / 34 人 = 公明党議員団 21 分 立憲民主党議員団 180 分 × 3 人 / 34 人 = 16 分 2 人 / 34 人 = 共産党議員団 180 分× 11 分 港区れいわ新選組 180 分× 1人/ 34 人 =

合計 174 分

●会派持ち時間(上限) 代表質問+一般質問+再質問(質問のみ、答弁は含まず)

自民党議員団	135	分	※交渉会派の代表・一般質問時間の 割振りは会派に委ねる。
みなと未来会議	86	分	
維新・参政・Noblesse Oblige	61	分	※代表・一般質問の順序は、会派の 所属議員数が多い順に行う。
公明党議員団	49	分	※同数会派の場合は、当該会派の協
立憲民主党議員団	37	分	議により順序を決定する。
共産党議員団	11	分	※一人会派は第2回定例会から翌年 の第1回定例会まで繰越すること
港区れいわ新選組	5	分	ができる。(年間20分)
合 計	384	分	

定例会における代表・一般質問時間(令和5年第3回定例会以降)【変更前】

1 代表・一般質問

・会議規則第9条(会議の時間)会議時間は午後1時から午後5時

210 分 初日の質問時間 240 分 — 30 分 = _分 = 240 分一 2日目の質問時間 60 180 分 390

① 初日は交渉会派の代表質問とする。

自民党議員団	210	分 ×	11人/	30 人 =	77	分
みなと未来会議	210	分 ×	7人/	30 人 =	49	分
公明党議員団	210	分 ×	4 人 /	30 人 =	28	分
みなと政策会議	210	分 ×	4 人 /	30 人 =	28	分
港区維新	210	分 ×	4 人 /	30 人 =	28	分
				合計	210	分

② 2日目は交渉会派の一般質問終了後、二人会派及び一人会派の質問とする。

●会派持ち時間(上限) 代表質問+一般質問+再質問(質問のみ、答弁は含まず)

自民党議員団	135	分	※交渉会派の代表・一般質問時間の 割振りは会派に委ねる。
みなと未来会議	86	分	
公明党議員団	49	分	※代表・一般質問の順序は、会派の 所属議員数が多い順に行う。
みなと政策会議	49	分	 ※同数会派の場合は、当該会派の協
港区維新	49	分	議により順序を決定する。
共産党議員団	11	分	
港区れいわ新選組	5	分	の第1回定例会まで繰越すること ができる。(年間20分)
参政党の会	5	分	7.030。 (平周40万)
合 計	389	分	